平成２１年（フ）第１９３９号
横浜市都筑区佐江戸町1722番地　藤和ライブタウン中山２―103号
債務者　大谷　幸代
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９３号
愛知県碧南市久沓町１丁目13番地
債務者　奥谷　家隆
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
愛知県碧南市久沓町１丁目13番地
債務者　奥谷久美子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
岡山市南区三浜町１丁目３―36　ヴィラウインディアＢ―207、住民票上の住所岡山県倉敷市笹沖1139番地25メゾンドソレイユ202
債務者　小林　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７３号
東京都立川市栄町１丁目35番地の10メゾンヴェール国立Ｂ棟201号
債務者　石井あさ子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５８８号
横浜市神奈川区神大寺４丁目19番41号
債務者　チヨダ　ロサリンダ　パリリア
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８２号
東京都福生市大字熊川1673番地８ハニー拝島203号室
債務者　小川　由香
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７８３号
東京都三鷹市下連雀４丁目１番30―403号
債務者　佐藤　亜里
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７号
秋田県湯沢市千石町２丁目２番48号　アーバンハイツ２―Ａ
債務者　藤木　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４０号
秋田県横手市十文字町植田字古川端101番地１
債務者　髙橋　　修
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５７号
山口県周南市大字八代267番地の１
債務者　福原奈歩美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始中更正

平成２１年（フ）第６９８号
東京都八王子市元八王子町２丁目1046番地13
債務者　有限会社アクター精機
代表者取締役　田島　達雄
1　主文　当裁判所が平成21年７月９日になした破産手続開始決定中、債務者代表者の氏名につき「田島　達夫」とあるのを「田島　達雄」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月28日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第６９９号
東京都町田市小山田桜台１丁目21番地１―95―203
債務者　田島　達雄
1　主文　当裁判所が平成21年７月９日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「東京都町田市小山田桜台１丁目21番地１―95―23」とあるのを「東京都町田市小山田桜台１丁目21番地１―95―203」と、債務者氏名につき「田島　達夫」とあるのを「田島　達雄」とそれぞれ更正する。
2　決定年月日　平成21年７月28日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成１８年（フ）第４５９号
宮崎県宮崎市高洲町302番地
破産者　株式会社ヨシモト食肉産業
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

平成１９年（フ）第２８４号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代12343番地
破産者　株式会社西郷開発
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６００号
神奈川県小田原市曽比2245番地
破産者　野地　幸光
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部